

# K & N I P N E W S

\*\*\* 今回の内容 \*\*\*

## **EPC 出願における優先基礎出願サーチ結果提出の義務化と免除について**

2011年1月1日より、優先権主張を伴う EPC 出願をする者に対し、優先基礎出願がなされた庁のサーチ結果の写しを EPO に提出する義務が課せられました(改正施行規則第 141 規則、第 70b 規則)。

しかしながら、日本特許庁・EPO 間で協議の結果、日本国出願を優先基礎とする EPC 出願においては、当該義務が免除される旨告知されております(2010年12月9日付 EPO 長官通知)。

文責：外国 G リーダー長谷川  
監修：弁理士 中根 美枝

2011年3月24日

笠井中根国際特許事務所